

特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘 入居指針

1 目的

この指針は介護保険制度下における特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘の入居に関する手続き及び基準等を定めることにより、入居決定過程の透明性及び公表性を確保するとともに、施設入居の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入居の対象者

入居の対象者は、入居申込者のうち、要介護3から要介護5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者、及び要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入居（以下「特例入居」という。）が必要な者とする。

なお、特例入居が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 認知症がある者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる者
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる者
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である者
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分である者

3 入居申し込み及び受付

(1) 入居申込み

入居申込みは、入居希望者本人又は家族等（以下「申込者」という。）が、原則として施設を訪問し、施設職員から説明を受けた後に、次の書類を直接提出して行う。

- ア 入居申込書
- イ 介護保険被保険者証の写し

(2) 入居申込書の受付

ア 施設は、入居申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入居希望者本人の心身の状況等を確認する。

なお、特例入居に係る入居申込の場合、施設はやむを得ない事由により、居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載等により、申込者に確認する。

イ 施設は、入居申込書を受けた場合には、次項に定める受付簿にその内容を記載し、管理する。

(3) 受付簿の作成

施設は、(2)の入居申込書を受け付けた場合には、速やかに入居順位評価基準を基に点数化し、受付簿を作成する。算出した合計点数が同点の場合は、「要介護度」が重い方又は「受付日」が早い方を優先とする。

(4) 状況の変更に伴う届出

申込者は、入居申し込み内容に次の変更が生じた場合には、施設に連絡する。

ア 入居希望者本人の要介護度

イ 介護者の状況

ウ その他入居の必要性に大きく関係する状況

(5) 特例入居に係る市町村への報告及び意見照会

施設は、入居希望者本人の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に対して、特定入居の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見（以下、「意見」という。）を書面により求めることができる。

なお、保険者市町村は施設から意見を求められた場合、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制にかかる状況及び当該入居希望者本人の担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して書面により意見を表明する。

4 事前面接

事前面接は、受付簿上位の者から面接を行う。申込者在住中の居宅又は病院、施設等へ出向き、申込者及びご家族、担当者に聞き取り調査を行い、面接調査票を作成する。

5 入居判定委員会

施設は、入居順位の決定に係る事務を公平に処理するため合議制の入居判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員等を委員とし、構成する。

なお、委員には入居決定の公平性・中立性が保たれる第三者を加えることができる。

(2) 委員会の開催

委員会は施設長が招集し、適宜開催する。

(3) 委員会の所管事務

委員会は、申込書、面接調査票、保険者市町村の意見書等に基づいて入居の必要性について検討し、入居順位の決定を行い、入居順位名簿を作成する。

なお、特例入居に係る入居希望者本人の入居の必要性の検討に当たっては、必要に応じて保険者市町村に対して、意見を求めることができる。

(4) 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、2年間保存するとともに行政機関等から求められた場合には、これを提出することとする。

(5) 説明責任

施設は、申込者から入居順位の決定等に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

(6) 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 入居者の決定

施設長は、入居順位名簿に基づき入居者の決定を行う。ただし、入居者の決定にあたっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目等を勘案して入居者の決定を調整する。

(1) 認知症に対する施設の受入体制

(2) 医療を必要とする場合における施設の受入体制

7 特別な事由による入居決定

次の場合には施設長の判断により、例外的に入居の決定ができる。ただし、この場合、入居決定後、最初に開催する委員会において、その経過を報告し、議事録に記載する。

(1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入居による場合

(2) 入院中の入居者の再入居が早まった場合

(3) 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急的な入居の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合

(4) 在宅復帰、又は長期入院していた者からの入居申込があり、再入居が妥当と認められる場合

8 入居辞退者の取り扱い

施設から入居申込者に入居の案内を行った際、申込者の都合により入居の辞退があった場合には、入居順位名簿から削除する。ただし、入居申込継続の希望があれば入居順位名簿から除外し、入居保留者名簿に記載する。また、入院等やむを得ない事由による入居辞退の場合は、入居順位名簿上に入居順位を保留する。

9 申込者の調査等

施設は、受付簿に記載されている者に、入居申込みの継続意思並びに申込者及び介護者等の状況等について、必要に応じて調査を行う。調査を行ったが連絡がない等、調査不能と判断される場合は受付簿から除外し、取り下げとして記録を残す。

10 入居保留者名簿の取り扱い

- (1) 入居保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入居希望の連絡があれば、入居順位名簿に復帰するものとする。
- (2) 入居保留者名簿に記載後、2年間連絡のない場合は、入居保留者名簿から削除し、受付簿にその旨を記載する。なお、入居保留者名簿から削除された者が再度入居を希望する場合は、改めて入居申込手続を行わなければならない。

11 指針の公表

この指針は、公表する。

12 指針の見直し

この指針については、見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととする。

13 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき入居の決定を適正に行わなければならない。
- (2) 施設は、この入居指針を掲出し、申込者に対し、この指針に定める入居決定の手続き及び入居の必要性を評価する基準等について十分に説明を行い、入居申込書、調査票等及びそれから作成した名簿等を、行政機関等の求めに応じて、情報提供することについて同意を求める。
- (3) 施設は、行政機関等から求められた場合、委員会で作成した入居順位名簿等を提出するものとする。
- (4) 行政機関等は、施設に対しこの指針の適正な運用について、必要な助言を行う。

14 実施時期

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

15 経過措置

平成27年3月31日以前に委員会において入居順位を決定した者のうち、特例入居の対象となる者について施設への入居を決定する際は、次のとおり扱うこととする。

- (1) 施設は、特例入居に係る入居申込の申込者から、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて聴取する。

- (2) 施設は、(1)の資料により、当該入居希望者本人が 2 の要件に該当するかどうか委員会へ諮る。
- (3) 施設は、(2)の結果、2 の要件に該当しないとされた者については、入居順位名簿から削除する。

附則

この入居指針は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この入居指針は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。